

奈良県営水道訓令第二号



奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令第二号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第四号中「次長、課長及び課長補佐」を「及び次長」に改め、「昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第二号」の下に「。以下「職設置規程」という。」を加え、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「課に」を「課及び事務分掌規程第一条の二に規定する課の室に」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 課長 職設置規程第三条に規定する課長及び室長をいう。

六 課長補佐 職設置規程第三条に規定する課長補佐及び室長補佐をいう。